

(平成28年4月一部改定)

木曾ブロック極積作成基準

中部森林管理局木曾森林管理署

素材の仕訳・極積に当たっては、「新鮮材の供給を念頭に置きつつ、木材の持つ価値を損なうことのないように留意するとともに、木材の需要動向に即応し、より木材の付加価値を高める」ことを基本とし、「造材採材基準」に規定する樹材種ごとの造材寸法基準等を十分に踏まえ、次の基準及び留意事項に基づき、適切に実施すること。

ただし、特別の事情によりこの基準により難しい場合は、別途協議の上、実施すること。

なお、局指示材、内部振替材、市況調査材及び特殊需要材等に係る仕訳・極積については、この基準にかかわらず、別途指示に基づき、適切に実施すること。

I 極積基準

素材の仕訳・極積に当たっては、「別表1 極積基準」に基づき、適切に実施すること。

ただし、以下の場合には極積基準量に達しなくても早期に完極し、新鮮材の供給に努めること。

- ① 素材の土場搬入量等の状況から、基準に即した極積を行えば完極までに相当な期間を要する場合。
- ② 伐採時期、気象条件等の関係から、早期に販売しなければ、変色、材質の低下をきたしその価値を損う恐れがある場合。

II 優良材・大径材等の極積基準(以下「特例基準」という。)*「別表1 極積基準」の色塗りの所

以下の場合には前記の一般極積基準にかかわらず、特例極積基準に基づき、「本数単位」に選木の上、適切に仕訳・極積を実施すること。

- ① 別表「優良材の適用範囲の基準」に規定されている高品質材及び準高品質に該当する材(以下「優良材」という。)
 - ② 生産量が少なく希少価値化している大径材及び長尺材(以下「大径材」という。)
 - ③ 神社仏閣の破風材・紅梁材等の特殊な用途への利用が見込まれる材(以下「特殊材」という。)
- なお、実施に当たっては、可能な限り「一本並び」とするように努め、原則として土場活用委託、又は委託販売により販売すること。
- ただし、早期に販売しなければ木材の価値を損う恐れがある場合は、極積基準量に達しなくても早期に完極し、新鮮材の供給に努めること。

III 仕訳・極積に当たっての留意事項

1. 一般的留意事項

- (1) 素材の仕訳・極積に当たっては、「別表1 極積基準」の基準量を超えたり、上限にかたよることのないように留意すること。
 - (2) 元玉・中玉区分のある樹種は、その区分が当該材の価値を左右する重要な因子であるため、根張等から一番玉であるか否かを確認し、その形状、材質等から慎重かつ適切に元玉材、又は中玉材(元外し材を含む。)に区分すること。
- なお、元玉・中玉区分のある樹材種(木曾ヒノキB材を含む。)は、「元外し」とした材を検知野帳に必ず記載し、その旨を明らかにすること。
- 以下の場合には一番玉であっても「元外し」とすること。

- ① 曲り材、多節材のように材全体の形状及び材質等から、当該材の長級、径級に応じた価値観が見だし難い材
- ② 木口及び材面に、あて、水割れ、節、へび下り等の顕著な欠点を有し、元玉としての有利性が見だし難いと判断される材

ただし、木曾ヒノキ及びヒノキについては「造材採材基準」に基づき、柱材として採材された材は、元口部分に特段の欠点がない場合でも安易に「元玉」とすることなく材全体の形状、材質等を精査の結果、柱材としての利用価値がない判断された場合は「元外し」とすること。

この場合、一番玉であり、下記参考にある「元玉の有利性」を有している材であるにも関わらず、安易に「元外し」をしないこと。

(参考) 元玉の有利性(中玉と比較して)

- | | |
|---------------|---------------|
| ◎ 枝が少ないので節がない | ◎ かくれ節が非常に少ない |
| ◎ 歩止まりが高い | ◎ 材に光沢がある |
| ◎ 油脂が強く耐久性が高い | ◎ 材質が非常に素直である |

- (3) 材の品等格付に当たっては、当該材を必ず「一本並べ」にして、あらゆる角度から形状、材質等を精査すること。
特に、曲りの有無及びその程度を確認するに当たっては、片木口のみで判断することなく、必ず両木口から当該材を精査の上、慎重に判断すること。
- (4) 曲り、節、あて、かすり等の顕著な欠点がある場合には、極力、同じ欠点を有する材を集めて仕訳・極積するように努め、良質材と顕著な欠点を有する材とを込極としないように留意すること。
この場合、その欠点の程度に応じて、当該極に適用すべきと考えられる劣材割引率を参考のため、検知野帳に付記すること。
- (5) 「特例基準」に規定されている樹材種については、その基準に基づき、きめ細かく適切に仕訳・極積をすること。
なお、土場搬入量が極めて少なく、当分の間、搬入される見込みもないなど、早期に販売しなければ材の価値を損なう恐れがある材については、同一樹種において、「特例基準」適用の長級・径級に該当する材と該当しない材との込極を可とし、当該極は、原則として土場活用委託、又は委託販売により販売するものとする。
- (6) 木曾ヒノキ中目材、ヒノキ、広葉樹材等は、特に、辺材部が変色するとその価値が著しく低下することから、新鮮材供給を念頭に置き、早期販売に努めること。
特に、梅雨時を挟んだ5～10月頃までの間に伐採された材については、早期に完極の上、材が搬入された翌月の公売等に間に合うように努めること。
- (7) 完極となった材については、速やかに検知野帳を木曾森林管理署に送付するとともに、変色等により早期に販売しなければその価値が低下するおそれがあると見込まれる場合にあっては、参考のため、検知野帳に早期販売を要する旨を付記すること。
- (8) 広葉樹については、芯材部分が大いほど利用価値が高いものと、辺材部分が大いほど利用価値が高いものに区分されることを十分に認識の上、適切に仕訳・極積をすること。
「芯材部分が大いほど利用価値が高い材」としては、ケヤキ、ナラ、ミズメ、センノキ、ウダイカンバ、カツラ、ホオノキなど
「辺材部分が大いほど利用価値が高い材」としては、ブナ、トチ、シナノキ、イタヤカエデ、サワグルミなど
こうした樹種ごとの特性を、踏まえつつ、材を十分に精査の上、適切に仕訳・極積すること。
- (9) 玉杓、チヂミ杓、ダルマ杓と称される杓がよく出現するケヤキ、トチ、イタヤカエデ、ニレなどについては、その有無及び程度を十分に精査の上、杓として価値を見いだせるものについては、径級に関係なく、適切に仕訳・極積すること。
- (10) 極積に当たっては、数量確認及び買受者の下見等に支障とならないよう、片木口(木口標示面)を揃えること。
特に、「特例基準」に基づく選木極については、買受者が下見の際に、当該材の持つ価値の判断が的確に行えるよう、可能な限り、「一本並び」とし、材と材の間は、適当な間隔をあけておくように留意すること。
- (11) 極積に当たっては、極の安定性を確保するため、材の長級及び径級を考慮し適確に行うこと。
また、極の高さは、2mを超えることのないように留意するとともに、樹材種に応じた高さを有する極積支柱を使用し、カスガイ・カイズメ石等で確実に材を固定すること。

2. 個別的留意事項

(1) 木曾ヒノキ

- ① 造材採材基準に規定する「通直良質材」として採材された径級50cm上の6m・7m・8m・9m・10m材は、その材の形状・材質等を十分に精査の上、適確に品等格付を行い、「特例基準」に基づき、品等別・長級別に適切に仕訳・極積をすること。

ただし、10m材のうち、「径級が50cmを大きく下回る材」あるいは「曲り・節等の顕著な欠点を有し、10m材としての価値を見出し難い材」については、特例的に、5mの継ぎ材にのぼり検知をすることとし、再造材は行わないものとする。

この場合、継ぎ材は、原則として、一般競争入札により販売するものとする。

- ② 造材採材基準に規定する「通直良質材」として採材された径級18cm～34cmの6m材はその材の曲り等の形状・材質等を十分に精査の上、「通柱」として利用可能な材については、その程度に応じて、「Ⅰ～Ⅳ等材」又は「並材」に区分の上、仕訳・極積をすること。

なお、「曲りにより6mの柱取りが困難な材」又は「6mの角材を取ることは可能であっても、節等の欠点から通柱材としての利用価値が見だし難く、短尺の一般材として利用しなければならない材」については、一般材の最下等級である「B材」として区分するとともに、「多節、曲り等の顕著な欠点から一般材としての価値を見出し難い材」については、「多節材」として、その欠点の程度に応じて、「特木B」、又は「特木」のいずれかに区分の上、仕訳・極積をすること。

- ③ 造材採材基準に規定する「通直材」として採材された径級18cm～34cmの6m多節材は、曲り、へび下がり、あて、水割れ、空洞、腐れ及び入皮等の欠点を十分に精査の上、6m材としての利用が可能な材については他の長級と込積とすることなく、通直な6m材のみで、その欠点の程度に応じて、「B材」、又は「特木B」に区分の上、仕訳・積積をすること。
 なお、「上記の曲り等な欠点を有し、これに該当しない材」については、その欠点の程度に応じて一般の「特木B」、又は「特木」に込積とするとともに、計測の結果、16cm下となる6m多節材については、欠点の有無にかかわらず、「特木」に込積とすること。
- ④ 木曾ヒノキについては、元玉、中玉区分があることから、前記Ⅲ－(2)の規定に基づき、慎重かつ適切にその区分を行い、「元外し」とした材については、必ず木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ⑤ 一般材、B材、特木A及び特木Bは、長級3～5mの材について仕訳・積積をするものとし、短材(長級2.8m下)については、別積とすること。
 この場合、数量的に少ない場合にあっては、特木Aの短材と特木Bの短材との込み積は可とする。
 なお、曲り材は、その曲りの程度、形状及び材質等を十分に精査の上、破風材(径級が概ね30cm以上の単曲材)紅梁材(径級が概ね48cm以上の重曲材)としての利用が可能な材については「特例基準」により仕訳・積積をし、その他の曲り材については、他の材と込積とすること。
- ⑥ 一般材及びB材は、「中目材」(径級14cm～28cm)及び「尺上材」(径級30cm～52cmに区分の上)、仕訳・積積をすること。
 ただし、径級30cm上のⅠ～Ⅲ等材については、「特例基準」により仕訳、積積をすることとなるので留意すること。
 なお、上記2－(1)－②の規定による通柱材の場合であって、土場搬入量等から早期に完積する必要がある場合に限り、中目材と尺上材の込積を可とする。
- ⑦ 仕訳・積積に当たっては、特定の積に径級の大きい材が集中することのないよう、その平準化に十分に留意すること。
 特に、径級50cm～52cmの材については、特定の積に集中することのないよう平準化に特に留意の上、一つの積に対する混入本数が、「数本程度」となるように仕訳・積積をすること。
- ⑧ 一般材及びB材の尺上材の仕訳・積積に当たっては、6cm以上の空洞等による径級控除がある材については、買受者が、価値判断を行う上において、マイナス因子となることから、別積とすること。
 この場合、材質が良いなど他に価値観を見いだせる場合も多いことから、買受者が、当該材の持つ価値の判断が的確に行えるよう、可能な限り、「一本並び」とし、材と材の間は適当な間隔をあけておくように留意すること。
- ⑨ B材については、特定の積に、「元外し材」が集中することのないよう平準化に特に留意の上、仕訳、積積をするとともに、特木A及び特木Bについては、特定の積に、単材積の大きい材、あるいは単材積の小さい材が集中することのないよう、その平準化に特に留意すること。
- ⑩ 多節材については、特に、その材の形状、材質等を十分に精査の上、節の状況(特に、節の大小死節、かくれ節の程度、節と節の間隔等)、曲りの程度、あて、へび下がり等の顕著な欠点の有無などの欠点の程度に応じて、慎重かつ適切に「B材」、特木A、「特木B」、又は「特木」に区分の上、仕訳・積積すること。
- ⑪ 小径材は、大径材に比して、僅かな欠点であっても、当該材の価値の大きな影響を与えることから、小径材については、特に、その材の形状、材質等をより慎重に精査の上、欠点の程度に応じて、「一般材」、「B材」、「特木A」、「特木B」、又は「特木」のいずれかに区分し、仕訳・積積をすること。
 特に、「節が多く、節と節の間隔が著しく狭い材」及び「へび下がり、あて及び水割れの著しい材」など顕著な欠点を有する材については、用途が限定され、著しく価値が低いことから、径級の大小にかかわらず、「特木」として仕訳・積積をすること。
 また、13cm下の小径材については、形状及び材質等にかかわらず、「特木」として仕訳・積積をするとともに、径級16cm下の特木Bクラスの多節材については、13cm下の小径材と同様、「特木」として仕訳・積積をすることとし、いずれの場合も、他樹種と込積としないこと。
- ⑫ 3m上、径級54cm上のⅣ等材・B材及び3mで径級60cm上の特木Aは、「特例基準」に基づき適切に仕訳・積積をすること。
- ⑬ ヘリコプター集材により生産された材は、他の材とは区分の上、別積とし、原則として、土場活用委託、又は委託販売により販売するものとする。
- ⑭ 一般材及びB材については、「枯材」と「新材」に区分の上、別積とするとともに、枯材については、原則として、土場活用委託、又は委託販売により販売するものとする。
- ⑮ 根株及び打出木については、その材の形状、材質及び径級等を踏まえ、「特木A」、「特木B、又は「特木」のいずれかに区分の上、仕訳・積積することとし、原則として、土場活用委託、又は委託販売により販売するものとする。
- (2) 天然サワラ
- ① 造材採材基準に規定する「通直良質材」として採材された径級40cm上の7m及び6m材は、その材の形状・材質等を十分に精査の上、適確に品等格付を行い、「特例基準」に基づき、原則として品等別・長級別に適切に仕訳・積積すること。
- ② 天然サワラについては、元玉・中玉区分があることから、前記Ⅲ－1(2)の規定に基づき、材の形状、材質等を十分に精査の上、慎重かつ適切にその区分を行い、「元外し」とした材については、必ず木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。

- ③ 一般材、B材及び特木は、長級3～5mについて仕訳・樺積をするものとし、短材(長級2.8m下)については、別樺とすること。
- ④ 一般材及びB材は、「中目材」(径級14cm～28cm)及び「尺上材」(径級30cm～58cm)に区分の上、仕訳・樺積をすること。
ただし、4m上で径級30cm上のⅠ～Ⅱ等材及び4m上で径級50cm上の元玉Ⅲ等材については、「特例基準」により仕訳・樺積をすることとなるので留意すること。
この場合3m材については、「特例基準」の対象とならないことから、尺上材に込樺とすること。
- ⑤ 4m上で径級60cm上のⅢ等中玉材及びⅣ等材及び4m上で径級60cm上のB材については、「特例基準」により仕訳・樺積をすることとなるので留意すること。
この場合、3m材については、「特例基準」の対象とならないことから、尺上材に込樺とすること。
- ⑥ 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、[B材]、又は特木のいずれかに区分の上、仕訳・樺積をすること。
ただし、径級13cm下の小径材及び顕著な欠点材については、天然サワラとしての需要・用途が少ないことから、「N特木」として仕訳・樺積をすること。
- ⑦ 割材は、一般材と別樺とするとともに、28cm下の割材は、30cm上の割材と別樺とすること。ただし、数量的に少ない場合にあっては、込樺を可とする。
- (3) ヒノキ
- ① 造材採材基準に規定する「通直良質材」として採材された径級30cm上の5m・6m材は、その材の形状・材質等を十分に精査の上、的確に品等格付を行い、「特例基準」に基づき、長級別に適切に仕訳樺積をすること。
- ② 径級30cm上で長級3m上の元玉材、「優良材の適用範囲の基準」に規定されている優良材に該当するが、径級30cm上の尺上材の樺から、優良材に該当する元玉材のみを選木した仕訳・樺積を行うことは、必ずしも有利販売につながらない面があることから、中玉材との込樺とすることを可とし、この場合、原則として土場活用委託、又は委託販売により販売するものとする。
- ③ 造材採材基準に規定する「通直良質材」であって、根張りが大きいことから、目流れが見込まれることから、4.2mに採材された材については、その材の形状・材質等を十分に精査の上、「中目材(14cm～28cm)及び「尺上材」(30cm上)に区分の上、仕訳・樺積をすることとし、一般材で4m採材された材と込樺としないこと。
なお、径級30cm上の材については、「特例基準」に基づき適切に仕訳・樺積をすること。
- ④ ヒノキについては、元玉・中玉区分があることから、前記Ⅲ-1-(2)の規定に基づき、材の形状材質等を十分に精査の上、慎重かつ適切にその区分を行い、「元外し」とした材については、必ず木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ⑤ 径級14cm～28cmの3m材及び径級14cm～28cmの6m材については、その材の曲り、節等の形状・材質等を十分に精査の上、「柱材」として利用可能な材については、その程度に応じて、仕訳・樺積すること。
なお、径級14cm～22cmの3m材については、柱適材以外に柱材最下級の柱中(旧並柱)は別樺とすること。
また、「曲り、ぐる節等の顕著な欠点を有し、その価値が著しく低いと判断される材」については「多節材」として区分の上、別樺とすること。
この場合、「多節材」として区分したものについては、その欠点の程度に応じて、当該樺に適用すべきと考えられる「劣材割引率」を参考のため、検知野帳に付記すること。
- ⑥ 柱適格径級以外の径級24cm～28cmの3m材については、4m材とは別樺とすること。
ただし、「多節材」については、4m多節材と込樺とすること。
- (4) カラマツ
- ① 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「N特木」又は「Nパルプ」のいずれかに区分し、仕訳・樺積をすること。
- ② 径級13cm下の小径材は、当該樹種としての需要・用途が少ないことから、「N特木」、又は「Nパルプ」として仕訳・樺積をすること。
- (5) スギ
- ① 径級60cm上の「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については、込樺とすることなく、「特例基準」に基づき適切に仕訳・樺積をすること。
なお、「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については、必ず「良」と木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ② 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「N特木」又は「Nパルプ」のいずれかに区分し、仕訳・樺積をすること。
- ③ 径級13cm下の小径材は、当該樹種としての需要・用途が少ないことから、「N特木」、又は「Nパルプ」として仕訳・樺積をすること。
- ④ 径級14cm～28cmの3m材及び径級14cm～28cmの6m材については、その材の曲り、節等の形状・材質等を十分に精査の上、「柱材」として利用可能な材については、その程度に応じて、仕訳・樺積すること。

(6) コウヤマキ

- ① 素材の日本農林規格のⅠ～Ⅲ等材に相当する材(以下{Ⅰ～Ⅲ等材に相当する良質材}という。)であって、4.8m上で径級30cm上の材及び4m上で径級46cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く)については、込桧とすることなく、「特例基準」に基づき、適切に仕訳・極積をすること。
なお、「Ⅰ～Ⅲ等材に相当する良質材」については、必ず「良」と木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ② コウヤマキについては、元玉・中玉区分があることから、前記Ⅲ-1-(2)の規定に基づき材の形状、材質等を十分精査の上、慎重かつ適切にその区分を行い、「元外し」とした材については、必ず木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ③ 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「N特木」のいずれかに区分し、仕訳・極積をすること。
- ④ 径級13cm下の小径材は、コウヤマキとしての需要・用途が少ないことから、「N特木」として仕訳・極積をすること。

(7) ネズコ

- ① 素材の日本農林規格のⅠ～Ⅱ等材に相当する材(以下Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材という。)であって、4m上で径級50cm上の材、4m上で径級54cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く)及び通直良質材として5m採材された30cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く)については、込桧とすることなく「特例基準」に基づき、適切に仕訳・極積をすること。
なお、「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については必ず「良」と木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ② ネズコについては、元玉・中玉区分があることから、前記Ⅱ-Ⅰ(2)の規定に基づき、材の形状材質等を十分に精査の上、慎重かつ適切にその区分を行い、「元外し」とした材については必ず木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ③ 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「N特木」のいずれかに区分し、仕訳・極積をすること。
- ④ 径級13cm下の小径材は、ネズコとしての需要・用途が少ないことから、「N特木」として仕訳極積をすること

(8) トウヒ

- ① 4m上で径級50cm上の「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」、4m上で径級60cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く)及び通直良質材として5m採材された30cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く)については込桧とすることなく、「特例基準」に基づき、適切に仕訳・極積をすること。
なお、「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については、必ず「良」と木口に標示するとともに検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ② 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「Nパルプ」のいずれかに区分し、仕訳・極積をすること。
- ③ 径級13cm下の小径材は、トウヒとしての需要・用途が少ないことから、「Nパルプ」として仕訳・極積をすること。

(9) サワラ、ヒメコマツ、ヒバ、モミ、ツガ

- ① 4m上で径級50cm上の「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」、4m上で径級60cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く)及び通直良質材として5m採材された30cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く)については込桧とすることなく、「特例基準」に基づき、適切に仕訳・極積をすること。
なお、「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については、必ず「良」と木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ② 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「N特木」、又は「パルプ」のいずれかに区分し、仕訳・極積をすること。
- ③ 径級13cm下の小径材は、当該樹種としての需要・用途が少ないことから、「N特木」、又は「Nパルプ」として仕訳・極積をすること。

(10) その他N

- ① 径級60cm上の「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については、込桧とすることなく、「特例基準」に基づき適切に仕訳・極積をすること。
なお、「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については、必ず「良」と木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ② 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「N特木」又は「Nパルプ」のいずれかに区分し、仕訳・極積をすること。
- ③ 径級13cm下の小径材は、当該樹種としての需要・用途が少ないことから、「N特木」、又は「Nパルプ」として仕訳・極積をすること。

(11) ケヤキ、ナラ、ウダイカンバ

- ① 径級40cm上で有尺で採材された良質材、2. 1m上で径級40cm上の「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」及び2. 1m上で径級50cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く。)については、込椋とすることなく、「特例基準」に基づき、適切に仕訳・椋積をすること。
なお、「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については、必ず「良」と木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ② 有尺で長尺採材された材であっても、顕著な欠点により長尺としての利用価値が見だし難い材については、特例的に曲り等の欠点の部分を境とした継ぎ材に「のぼり検知」をすることとし、再造材は、行わないもの
- ③ 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「L特木」、又は「Lパルプ」のいずれかに区分し、仕訳・椋積をすること。
- ④ 径級16cm下の小径材は、当該樹種としての需要・用途が少ないことから、「L特木」、又は「Lパルプ」として仕訳・椋積をすること。

(12) ミズメ、センノキ、シオジ、トチ、カツラ

- ① 径級50cm上で有尺で採材された良質材、2. 6m上で径級42cm上の「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」2. 1m上で径級50cm上の「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」及び2. 1m上で径級60cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く。)については、込椋とすることなく、「特例基準」に基づき適切に仕訳・椋積をすること。
なお、「Ⅰ～Ⅱ等材に相当する良質材」については、必ず「良」と木口に標示するとともに、検知野帳に記載し、その旨を明らかにすること。
- ② 有尺で長尺採材された材であっても、顕著な欠点により長尺としての利用価値がみだし難い材については、特例的に曲り等の欠点の部分を境とした継ぎ材に「のぼり検知」をすることとし、再造材は行なわないもの
- ③ 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「L特木」、又は「Lパルプ」のいずれかに区分し、仕訳・椋積をすること。
- ④ 径級16cm下の小径材は、当該樹種としての需要・用途が少ないことから、「L特木」、又は「Lパルプ」として仕訳・椋積すること。

(13) イチイ、サクラ、カエデ、エンジュ

- ① 床柱等の特殊な用途に利用されるイチイ、サクラ、カエデ、エンジュ等については、造材採材基準の規定により末木部分もつけて有尺で生産されることから、その取扱いには十分に留意し、「特例基準」に基づき、適切に仕訳・椋積をすること。
- ② 顕著な欠点により、有尺による長尺採材の利用価値が見だし難い材については、特例的に曲り等の欠点の部分を境とした継ぎ材に「のぼり検知」をすることとし、再造材は、行わないものとする。

(14) その他L

- ① 径級50cm上で有尺で採材された良質材及び2. 1m上で径級60cm上の材(顕著な欠点を有する材を除く。)については、込椋とすることなく、「特例基準」に基づき、適切に仕訳・椋積をすること。
- ② 小径材については、特に、その材の形状、材質等を精査の上、慎重かつ適切に、「一般材」、「L特木」又は「Lパルプ」のいずれかに区分し、仕訳・椋積をすること。
- ③ 径級16cm下の小径材は、当該樹種としての需要・用途が少ないことから、「L特木」、又は「Lパルプ」として仕訳・椋積をすること。

(15) パルプ材(N・L)及び特木材(N・L)

- ① 一般製材原木に適しないパルプ材のうち、特用木工品としての利用がされている、木曽ヒノキ、天然サワラ、ヒノキ、コウヤマキ、ネズコ、サワラ、ヒバ、ケヤキ、ウダイカンバ、ミズメ、センノキ、カツラホオノキ等については、「特木」として区分し、これ以外の樹種については、パルプ材として区分の上、仕訳・椋積をすること。
なお、木曽ヒノキについては、「木曽ヒノキ特木」として、また、14cm上の天然サワラについては、「サワラ特木」として区分の上、仕訳・椋積をし、他樹種と込椋としないようにすること。
- ② N・Lパルプ材及びN・L特木材の仕訳・椋積にあたっては、込椋とする樹種数を極力少なくするとともに、主要樹種名を検知野帳に付記すること。

別表1 極積基準

樹種	材種	長級 (m)	径級 (cm)	品等	基準量 (m3)	適用
木曽ヒノキ	長尺材	6~10	50上	I~B	特例基準	通直良質材 品等別・長級別に別極とする
	通柱材	6	18~28	I~並	2~5	30cm上のI~III等材は特例基準適用
			30~34	I~並	2~5	節・曲り等の欠点から柱材としての価値見出し難い材については、その欠点の程度により、一般材最下級のB材・もしくは多節材である特B又は特木に込極とする。
	一般材	3~5 (I~IV) 3~6 (B材)	14~28	I~B	10~15	30cm上のI~III等材は特例基準適用
			30~52	IV	10~15	13cm下材、顕著な欠点材は特木に込極とする。
			30~52	B	10~20	6cm以上の空洞等による径級控除がある材については、「傷材」として別極とする。
			54上	IV~B	特例基準	「枯材」は区分の上、別極とする。
	短材(2.8下)	14~52 54上	IV~B IV~B	5~10 特例基準	生産量が少ないことから早期に完極すること。	
					13cm下材、顕著な欠点材は特木に込極とする。	
	特木材	3~5	36~58	特A	10~20	破風材等に利用可能な「曲がり材」は特例基準適用
			60上	特A	特例基準	少量の場合に限り、特Bの短材と込極可とする。
		短材(2.8下)	36上	特A	5~10	「根株」は別極とする。
		6	18~34	特B	10~20	通直材 16cm下多節材は特木と込極とする。
		3~6	18~34	特B	10~20	破風材等に利用可能な「曲がり材」は特例基準適用
		短材(2.8下)	18~34	特B	5~10	「根株」は別極とする。
		全部	全部	特木	10~20	13cm下材、16cm下多節材、顕著な欠点材
	優良材	3~5	30~58	I~III	1~5本	
		6	54~58	IV	1~5本	
		7~10	60上	I~IV	1本	
	大径材	2.8下	54上	IV~B	5~10本	
		3~5	54上	B	5~10本	
6		50上	B	5~10本		
7~10		50上	B	1~5本	長級別に別極とする。	
3上		60上	特A	1~5本		
特殊材	3上	30上	全部	1~5本	神社仏閣の破風材、紅梁材用の曲がり材、こぶ材等	
天然サワラ	長尺材	6・7	40上	I~B	特例基準	通直良質材 品等別・長級別に別極とする。
	一般材	3~5	14~28	I~B	10~20	13cm下材、顕著な欠点材はN特木に込極とする。
			30~58	I~B	10~20	4m上・40cm上のI~II等材及び4m上・50cm上のIII等元玉材は特例基準適用
	割材	2上	28下	I~III	10~20	少量の場合に限り、28cm下材と30cm上との込極を可とする。
			30上	I~IV	5~10	
	特木	3上	14上	I~IV	10~20	13cm下材、顕著な欠点材はN特木に込極とする。
		短材(2.8上)	14上	特木	5~10	
	優良材	4~7	40上	I~II	1~5本	
			50上	I~III	1~5本	III等材は元玉材に別極とする。
			60上	I~III	1~5本	
	大径材	4~5	60上	IV	1~5本	
			60上	B	5~10本	
6~7		40上	IV	1~5本	通直良質材	
		40上	B	1~5本	長級別に別極とする。	
ヒノキ	柱材	6	14~28	込	2~5	節、曲がり等の欠点から柱材としての価値を見出し難い材は、別極とする。
		3	14~22	込	10~20	柱中(旧並柱)は、別極とする。
	一般材	5~6	30上	込	特例基準	通直良質材 長級別に別極とする。
		4.2				
		4	16~22	込	10~20	通直材とする。曲がり材は別極とする。
		4	24~28	込	10~20	通直材とする。曲がり材は別極とする。節の多いものは別極とする。
		4	30上	込	5~10	通直材とする。曲がり材は別極とする。節の多いものは別極とする。
		3	24~28	込	10~15	柱材適格径級(14~22cm)以外の3m材。
		3	14~22	込	20	曲がり材等 13cm下材は下目材として別極とする。
		4	14上			顕著な欠点材はN特木に込極とする。
	短材(2.8下)	22上	込	20	顕著な欠点材はNパルプと込極とする。	
	Ⓜ 木曽ひのき	4上	24~28	込	10以下	極印対象材。 林齢80年生以上で通直良質材。 隣接する2材面が無地の材。 隣接する2材面が無地でない材は別極とする。
			30上			
優良材	4.2	30上	込	5~10本	通直良質材	
	5~6	30上	込	1~5本	長級別に別極とする。樹種材種長級	
樹種	材種	長級 (m)	径級 (cm)	品等	基準量 (m3)	適用

カラマツ	一般材	2~4	8上	込	40	長級別に別極とする。
	一般材 曲			込	40	〃
	パルプ			パルプ	40	〃
スギ	通柱材	6	14~26	込	2~5	通直優良材
	一般材	3~4	13下	込	10~20	長級別に別極とする。
			14~26		10~20	〃
			28上		10~20	〃
	特木	全部	特木	10~20	〃	
	パルプ	全部	パルプ	10~20	13cm下材、顕著な欠点材はN特木に込極とする。	
大径材	有尺	60上	込	5~10本		
コウヤマキ	一般材	2.4~5	14~28	込	5~10	13cm下材、顕著な欠点材はN特木に込極とする。
			30上	込	5~10	4.8m・30cm上の良質材は特例基準適用
		4~5	46上	込	特例基準	顕著な欠点材は除く。
	優良材	4.8上	30上	込	1~5本	素材の日本農林規格 I ~ III 等材に相当する良質材
			4上	50上	込	1~5本
大径材	4~5	46上	込	特例基準	顕著な欠点材は除く。	
ネズコ	一般材	2~4	14~28	込	10~20	13cm下材、顕著な欠点材はN特木に込極とする。
			30上	込	10~20	4m上・50cm上の良質材は特例基準適用
		5	30上	込	特例基準	4m上・54cm上の良質材は特例基準適用(顕著な欠点材は除く。) 顕著な欠点材は除く。
	優良材	4上	54上	込	1~5本	素材の日本農林規格 I ~ III 等材に相当する良質材
	大径材	4上	54上	込	5~10本	顕著な欠点材は除く。
5			30上	込	1~5本	通直良質材
トウヒ	一般材	2~4	14~28	込	10~20	13cm下材、顕著な欠点材はN特木に込極とする。
			30上	込	10~20	4m上・50cm上の良質材は特例基準適用
		5	30上	込	特例基準	4m上・60cm上の良質材は特例基準適用(顕著な欠点材は除く。) 顕著な欠点材は除く。
	優良材	4上	50上	込	1~5本	素材の日本農林規格 I ~ III 等材に相当する良質材
	大径材	4上	60上	込	1~5本	顕著な欠点材は除く。
5			30上	込	1~5本	通直良質材
サワラ ヒバ ヒメコマツ モミ ツガ	一般材	2~4	14~28	込	10~20	13cm下材、顕著な欠点材は特木又はパル極とする。
			30上	込	10~20	4m上・60cm上の良質材は特例基準適用
		5	30上	込	特例基準	
	優良材	4上	60上	込	1~5本	素材の日本農林規格 I ~ II 等材に相当する良質材
	大径材	4上	70上	込	1~5本	樹種別に別極とする。
5			30上	込	1~5本	顕著な欠点材は除く。
その他N	一般材	2~4	14~28	込	10~20	13cm下材、顕著な欠点材は特木又はパル極に込極とする。
			30上	込	10~20	4m上・60cm上の良質材は特例基準
	特木	2~4	全部	特木	10~20	13cm下材、顕著な欠点材
	パルプ	2~4	全部	パル極	10~20	込極とする樹種は極力少なくし、主要樹種を明記する。
ケヤキ ナラ ウダイカンバ	長尺材	有尺	40上	込	特例基準	16cm下材、顕著な欠点材は特木に込極とする。
	一般材	2.1上	18~38	込	5~10	2.1m上・40cm上の良質材は特例基準(顕著な欠点材は除く。)
			50上	込	特例基準	
	優良材	2.1上	40上	込	1本	素材の日本農林規格 I ~ II 等材に相当する良質材
大径材	有尺	40上	込	1本	顕著な欠点材は除く。	
		2.1上	50上	込	1~5本	樹種別に別極とする。
ミズメ センノキ シオジ トチ カツラ	長尺材	有尺	50上	込	特例基準	16cm下材、顕著な欠点材は特木に込極とする。
	一般材	2.1上	18~38	込	5~10	2.1m上・50cm上の良質材は特例基準(顕著な欠点材は除く。)
			60上	込	特例基準	
	優良材	2.1上	50上	込	1本	素材の日本農林規格 I ~ II 等材に相当する良質材
大径材	有尺	50上	込	1本	顕著な欠点材は除く。	
		2.1上	50上	込	1~5本	樹種別に別極とする。
イチイ サクラ カエデ エンジュ	長尺材	有尺	6上	込	特例基準	
	特殊材	有尺	6上	込	1本	
その他L	長尺材	有尺	50上	込	特例基準	
	一般材	2.1上	18~38	込	5~10	16cm下材、顕著な欠点材は特木に込極とする。
			60上	込	特例基準	2.1m上・50cm上の良質材は特例基準(顕著な欠点材は除く。)
	特木	2.1上	全部	特木	10~20	13cm下材、顕著な欠点材
	パルプ	2.1上	全部	パル極	10~20	込極とする樹種は極力少なくし、主要樹種を明記する。
	大径材	有尺	50上	込	1本	
2.1上			60上	込	1本	顕著な欠点材は除く。
全樹種	優良材	銘木類			1本	空等の素材の日本農林規格第2条に該当する材

優良材の適用範囲の基準

樹種	素材の優良材						立木の優良材		備考
	高品質材			準高品質材			胸高直径	品等	
	長級	径級	品質	長級	径級	品質			
人工林スギ	70年生上 3m上 30cm上 元玉			同 左			70年生上 38cm上	上・中	立木の品等は収穫調査規程 第24条に準ずる。
人工林ヒノキ	70年生上 3m上 30cm上 元玉			同 左			70年生上 38cm上	上・中	
木曽ヒノキ	4m上	40cm上	1～3等 元・中	3m上	30cm上	1～3等 元・中	38cm上	上・中	天然ヒノキを含む。
				3m上	54cm上	4等 元・中			
				5.6m上	50cm上	4等 元・中			
天然サワラ	4m上	50cm上	1～2等 元・中	4m上	40cm上	1～2等 元・中	46cm上	上	
	4m上	50cm上	3等 元				58cm上	中	
	4m上	60cm上	3等 中						
コウヤマキ	4.8m上	30cm上	込 元・中				一番玉で優良材の各銘柄の素材が採材できる立木。		
ネズコ	4m上	50cm上	込 元・中						
トウヒ	4m上	50cm上	込						
その他N	4m上	50cm上	込						
ケヤキ	2.1m上	40cm上	込						
ナラ・クリ・ミズメ・センノキ・ウダイカンバ	2.1m上	50cm上	込	2.6m上	42cm上	込			
全樹種	銘 木 類 (素材の日本農林規格第2条で定めるもの)								

※素材の優良材の「込」とは、素材の日本農林規格第12条3(大の丸太)及び同13条1・2等に相当する良質材をいう。

ただし、コウヤマキの径級50cm以上については、同規格第12条3の3等に相当する材も含む。